

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

相続税改正の取材で来られた方が驚いたこと3つの事実

相続税改正について、2011年に入り、相続税の専門家として多くの取材を受けました。新聞社、テレビ局、雑誌の記者の方たちに相続専門家として話して、驚かれた事を記載いたします。

一つ目に驚かれた事は、70歳以上の世帯家計純資産額の統計です。平均値が59,610千円。中位数が40,160千円です。「そんなにあるのですか!」「思っていたよりありますね。」

純資産5千万円以上の家庭が全体の39%になります。家計の純資産は日常の会話で触れられる事はありません。まして取材で話す人はいません。情報未公開なのです。それが驚かれた理由かも知れません。

2つ目に驚かれた事は2次相続の相続税です。相続税の課税価格が3億円の方は、
1次相続で2300万円から2860万円で560万円の増税
2次相続で1200万円から1840万円で640万円の増税
合計で3500万円から4700万円で1200万円の増税

1次相続より2次相続のほうが増税額80万円多いことに驚かれました。
「大綱のどこにも書いてありませんが……」「記事にも見当たりませんが……」
私達もあらゆるケースを計算して気付きました。

3つ目に驚かれたことは
「相続時精算課税を使う人は限られています。」と私が発言した事です。
「暦年贈与と相続時精算課税は選択制です。相続時精算課税の改正は使う方は限られるので、」と相続時精算課税の改正の話飛ばそうとすると
「え! そうなのですか!」「そんなこと、どこにも書いてありませんが……」「良く意味が分かりませんが……」

勉強熱心な方ほど驚かれます。相続税がかからない人は相続時精算課税が有利です。贈与の時に税金は安いし、相続でも取り戻されることはありません。一方、相続税がかかる人にとって、相続時精算課税は贈与時に税金が安くても相続時に加算され、相続税の負担をすることは不利なケースが多いのです。相続税対策をされる方は資産規模が大きい方です。それも暦年贈与で。